

登米市歴史博物館

博物館だより NO.26



享保雛（当館蔵）

目次

1. 企画展開催報告……

(1) 「青島貝塚～発掘から 100 年の時を超えて～」 P.2

(2) 市制施行 15 年・博物館開館 20 年記念

「まもり・いかし・つたえる～登米市の文化財 15 年～」 P.3

(3) 「桃と菖蒲の節句展」 P.4

2. 特集 新型コロナウイルス感染症対策下の博物館…… P.5～6

3. 学芸員の研究ノート…… 「登米市中田町上沼長根所在の中世石造物～貞和五年銘の

板碑一例～」 P.7～10 (P.1～4)

「佐沼亘理家の伊達政宗文書～新出書状の紹介をかねて～」

P.11～36 (P.1～26)

1. 企画展開催報告

(1) 「青島貝塚～発掘から 100 年の時を超えて～」

(担当：小野寺)

【開催期間：令和 2 年 4 月 1 日（水）～令和 2 年 5 月 17 日（日）

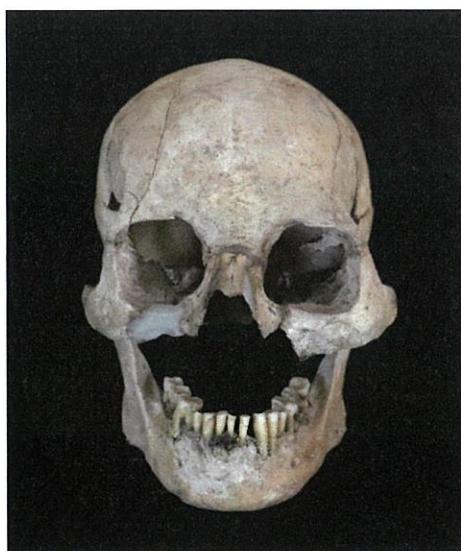
令和 2 年 6 月 20 日（土）～令和 2 年 8 月 16 日（日）】

[全入館者数：750 名]

登米市南方町の青島貝塚は、今からおよそ 100 年前の大正 8 年（1919）、南方村本地尋常小学校校長高橋清治郎の紹介を受けた東北帝国大学松本彦七郎博士の指揮による発掘調査が行われ、14 体の埋葬された縄文時代の人骨を得るなど大きな成果を上げました。その後も、「昭和」、「平成」の各時代に調査が行われています。

松本博士の調査から 100 年が過ぎ、新たな元号「令和」を迎えたことを機に、過去の青島貝塚の発掘調査の成果を紹介するとともに、併せて青島貝塚と松本彦七郎を結びつけた高橋清治郎の考古学分野での活動を紹介しました。

本来、この企画展は令和 2 年 3 月 14 日から開催するものでしたが、新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休館により、4 月 1 日からの 1 週間程度の公開に留まり、5 月 17 日に閉会しました。しかし、臨時休館中も市内外からの展示再開の問い合わせをいただいたこともあり、資料借用先からの了承を得て再度の企画展開催を無事に行うことができました。



縄文人骨（縄文時代中期後葉）



展示室の様子

(2) 市制 15 年・歴史博物館開館 20 年記念

「まもり・いかし・つたえる～登米市の文化財 15 年～」 (担当：小野寺)

【開催期間：令和 2 年 10 月 10 日（土）～令和 2 年 12 月 6 日（日）】

[全入館者数：730 名]

令和 2 年（2020）は登米市歴史博物館の前身である迫町歴史博物館が開館して 20 年、登米郡 8 町と本吉郡津山町が合併し、登米市が誕生してから 15 年の節目の年でした。

市制施行後には、13 件の文化財が市指定または県指定文化財に指定されています。また、平成 30 年 11 月には、ユネスコ無形文化遺産「来訪神：仮面・仮装の神々」の構成要素として「米川の水かぶり」が登録されました。さらに、近年、登録有形文化財（建造物）の登録件数が増加しているなかで、今年度新たに 4 件 11 棟の建造物が登録されました。いずれも、地域の歴史や文化を語り伝える貴重な文化財として残していきたいと考えています。

これを記念して、今回の企画展では、市制施行後に指定を受けた文化財、国の登録制度により登録された文化財に関する資料を展示しました。

また、「記念物」（史跡名勝天然記念物）保護の取り組みが始まってから、令和元年（2019）で 100 年を迎えたことに関連して、市内の「記念物」をあわせて紹介しました。



室町時代末期の獅子頭（上沼八幡神社蔵）



展示室内の様子

(2) 「桃と菖蒲の節句展」

(担当 : 宇藤)

【開催期間 : 令和 3 年 2 月 27 日 (土) ~ 令和 3 年 5 月 9 日 (日)】

※開催中のため全入館者数は非公表

コロナ禍にある令和 2 年度は、まさに目には見えないウイルスへの不安や混乱に苛まれてた年でした。そのような時代において、羅針盤のひとつになりうるのはこれまでの歴史、つまり先人たちの知恵や記録などではないでしょうか。先人たちは穢れを祓うために、節句という「ハレ」の日を大切にしてきました。

今でも広く知られている節句は、正月 7 日の人日、3 月 3 日の上巳、5 月 5 日の端午、7 月 7 日の七夕、9 月 9 日の重陽の五節句です。特に、3 月 3 日は桃の節句、5 月 5 日は菖蒲の節句として子どもの成長を祝う日となり、雛人形や五月人形を飾ったり、鯉のぼりを立てたりする祭りの日として普及していきました。

今回の企画展では、少しでも人々の心が「ハレ」るように祈りを込めて、これまで受け継がれてきた伝統行事＜節句＞に込められた人々の思いを感じ取ってもらえるような展示を目指しました。



「立雛図」 牧互秀筆（個人蔵）



展示室の様子

2. 特集 新型コロナウイルス感染症対策下の博物館

登米市歴史博物館では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年度内の令和2年度中に2回にわたる臨時休館が実施されました。第1回目は2020年3月2日から3月31日まで、第2回目は同年4月8日から5月25日まででした。その間の臨時休館日数は65日にのぼり、開館率は78%にとどまりました。

その影響としては、開催していた企画展の短縮で、一度閉会とした後、再度の展示開催としました。4月には全国緊急事態宣言による移動制限のため、資料調査及び借用に伴う出張が不可能となり、予定していた企画展や各種講座・イベントなども中止せざるを得ませんでした。感染拡大防止対策を調査・検討して再開にこぎつけ、再開後は市が定めたガイドライン及び日本博物館協会ガイドラインに基づいて運営を行っています。

このことをきっかけに、コロナ禍での地域に根差した公共博物館の在り方を模索し、新たな取り組みを実践することができました。代表的な取組例は、博物館ホームページに新たなコンテンツ「おうち de ミュージアム」と「デジタルミュージアムー昔のくらしと道具ー」の開設です。「おうち de ミュージアム」では、歴史資料・美術工芸品・民俗資料・考古資料に分け、大きな画像と詳細な説明を付しています。また、学芸員のコラム集も同時に見ていただけるように工夫しています。次に、「デジタルミュージアムー昔のくらしと道具ー」では、学校教育現場に向けた資料を紹介し、郷土学習に役立てていただいている。これらを通じて、博物館をより身近に感じ、実際に足を運んでいただくきっかけになればと期待をしています。

<新型コロナウイルス感染症拡大防止のための具体的な対策>

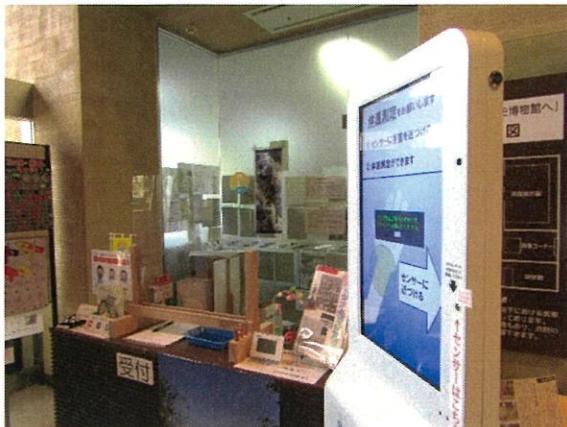
- ・施設内の定期的な消毒作業
- ・職員のマスク着用と検温の記録



入館者にも手指消毒の協力依頼



入館時の検温及び連絡先の記入のお願い



受付に飛沫感染防止衝立の設置



入館者にマスク着用の呼び掛け



感染症拡大防止のための各種掲示



入場待機の実施



不特定多数が触れる展示機器類の一部使用制限



映像コーナー及び休憩スペースでの着座位置の表示

●左行部分



●
梵字部分
【拓本】



●
中央部分



●
右行部分



おわりに

本稿では南北朝時代の貞和の銘を持つ板碑一基を紹介した。これまで中田町内では、貞和の板碑が五例確認された（中田町史編さん委員会二〇〇五）。これらに本稿で紹介した一基が加わることとなる。

付記

本資料の調査に際しては、千葉誠氏に多大なるご配慮を頂いた。記して感謝を申し上げる次第である。また、調査方法や資料の基本的な性格については、石黒伸一朗氏からご教示を受けた。合わせて感謝を申し上げたい。

【釈文】

右志者為過去慈父幽靈

教子

バク(釈迦如來)

貞和五〇三月九日

敬白

出離生死往生極樂故也

(1)：金谷地区の板碑は、弥勒寺がある弥勒山の西半部からその西に連なる標高二十一メートルの低丘陵にあり、板碑は、その北西部に設けられた江戸時代の墓地にあつたとされる。これらは昭和の頃に墓地整理によってすべて大龍寺に移されている(中田町史編さん委員会二〇〇五)。

参考文献

『中田町史 改訂版』 二〇〇五 中田町史編さん委員会

【現状写真】



3. 学芸員の研究ノート

員会 二〇〇五)。

資料の概要

登米市中田町上沼長根所在の中世石造物 （貞和五年銘の板碑一例）

高橋 紘

はじめに

本稿では、登米市中田町上沼長根の個人宅内に所在する板碑一基を紹介する。本資料は、平成二十年頃に所有者宅の敷地内から出土し、以降、同宅で保管されていたものである。このとき、伴出遺物などは確認されていない。本資料は、未紹介資料となつており、その概要を紹介したい。

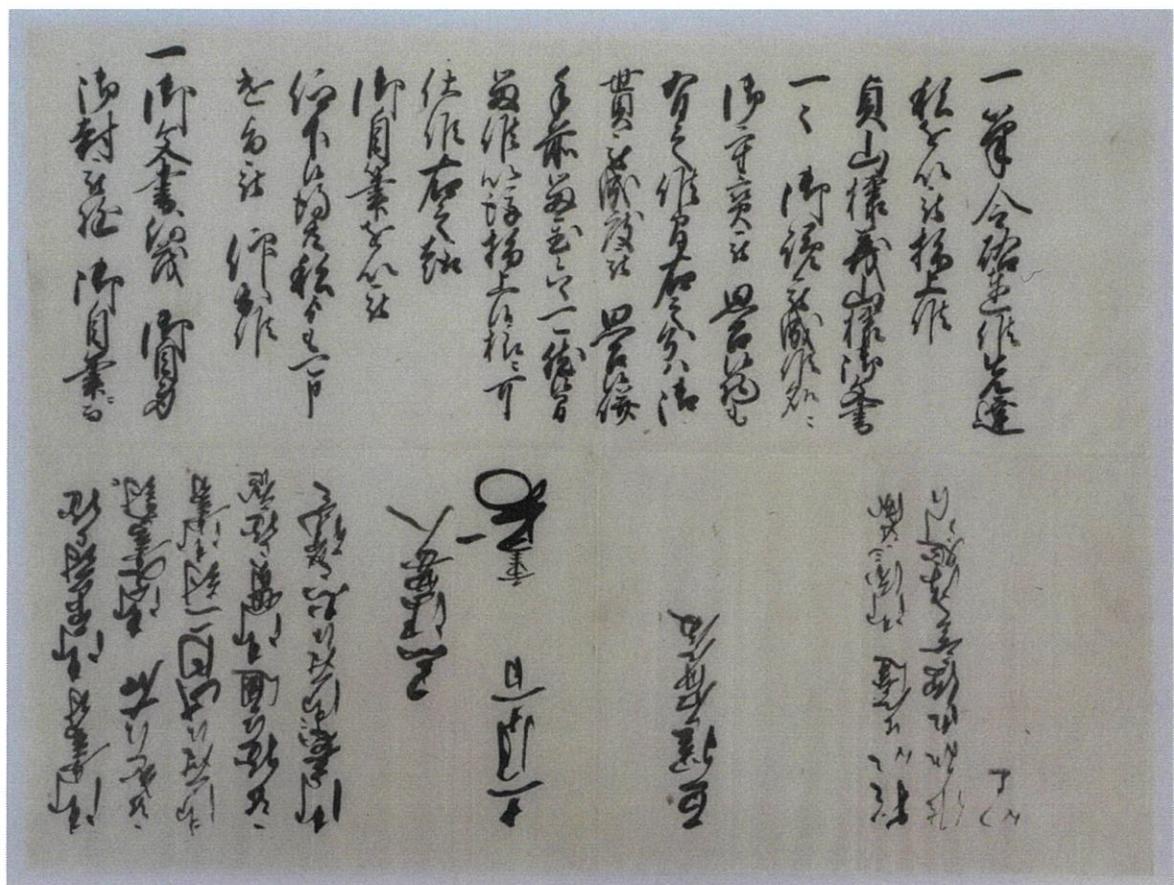
周辺の歴史環境

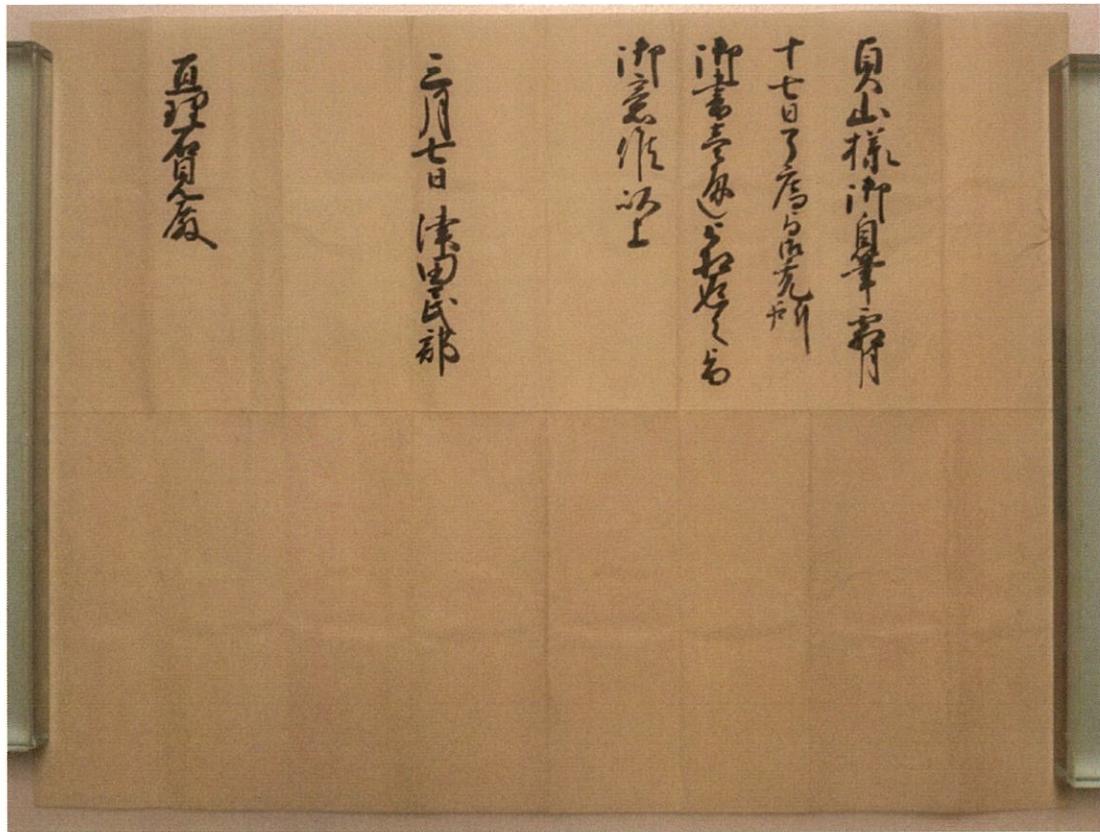
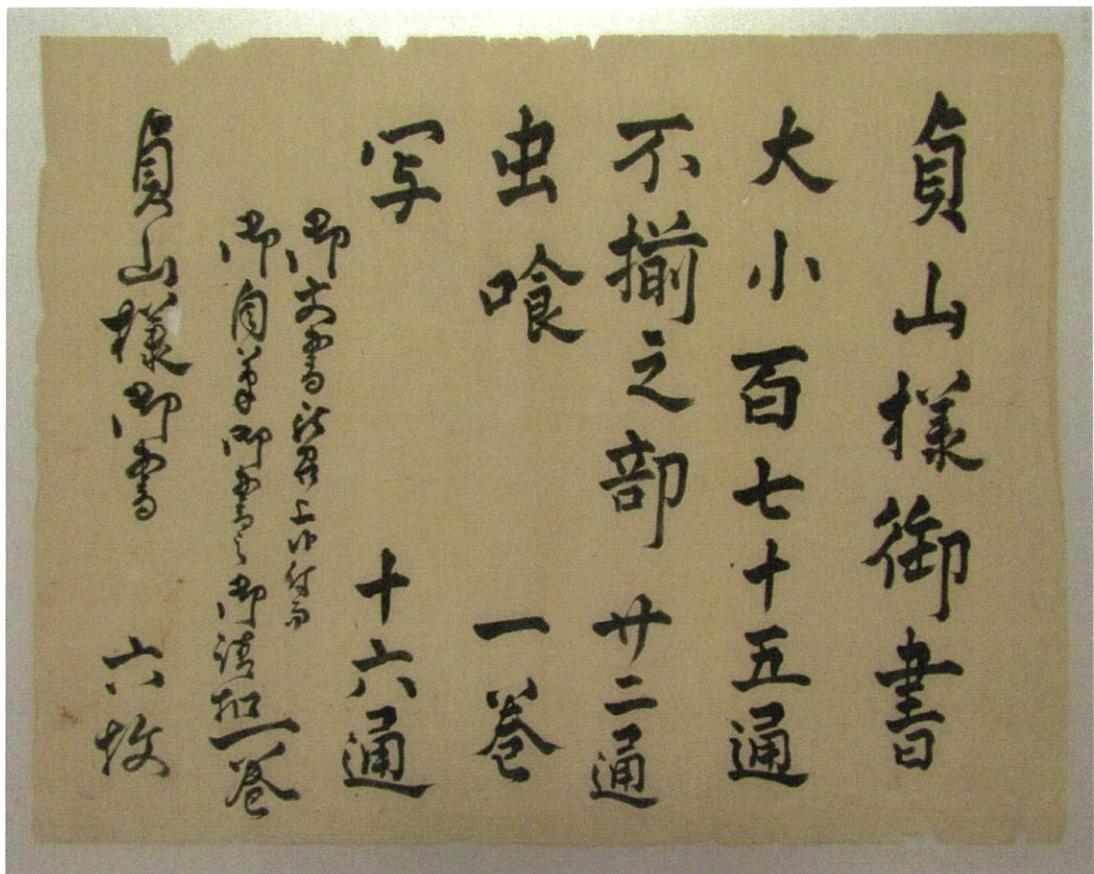
本資料が所在する登米市中田町は、宮城県内でも有数の板碑所在地として知られ、これまでに五六九基が確認されている。このうち上沼長根地区は、長根馬場墓地に一基、周辺に鎌倉時代から南北朝時代にかけての三十六基が確認されていた金谷地区⁽¹⁾、同じく三十六基が位置する弥勒寺などが位置している。また、詳細は不明ながら中世の城館遺跡とされる朝日館遺跡が近傍に所在している（中田町史編さん委

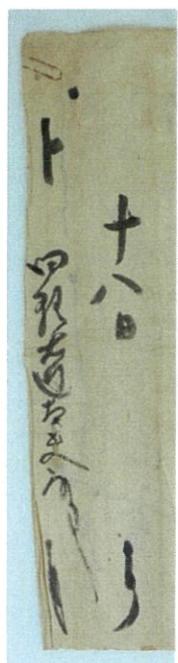
本資料は、平成二十年頃に所有者宅の敷地内から出土したもので、北朝方の貞和五年（一二四九）三月九日の紀年銘を持つ南北朝時代の板碑である。最大長九十八センチ、最大幅二十六・八センチ、最大厚六・七センチ、石材は、粘板岩である。碑面は部分的に研磨され、向かって右の側面は、大きく割った後に細やかな割りで調整しているようである。左の面も同じく割った後に調整しているようである。また、頂部は、三角形に整形されている。背面の観察は十分に行うこと出来なかつた。

上半の中心に釈迦如来を現す「バク」とみられる種子が薬研彫りで刻まれている。ただし、「バク」の涅槃点近くまで割れており、一部欠損している可能性もある。

下半には中心に「貞和五□三月九日／教子／敬白」の紀年銘と願主（教子）が刻まれている。「貞和五」の下は、「年」とみられるが、文字の輪郭がはつきりとしていないため、「□」とした。紀年銘の両側に「右志者為過去慈父幽靈／出離生死往生極樂故也」と願文が刻まれ、亡き父の追善供養のため、春の彼岸近い日に立てられた板碑であることがわかる。

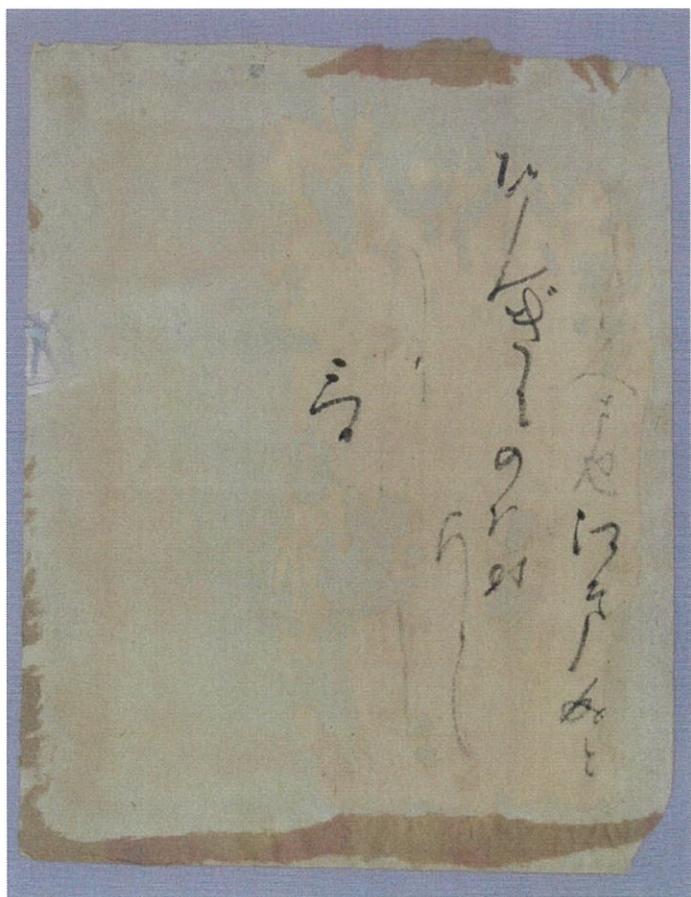






(14) 巨理右近大輔宗根書狀

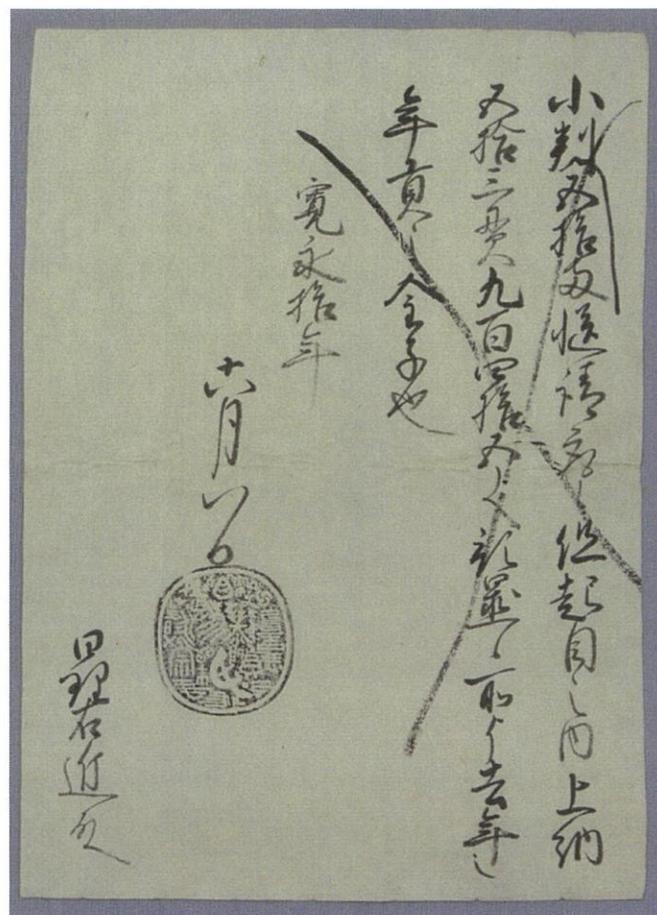
三七×五三



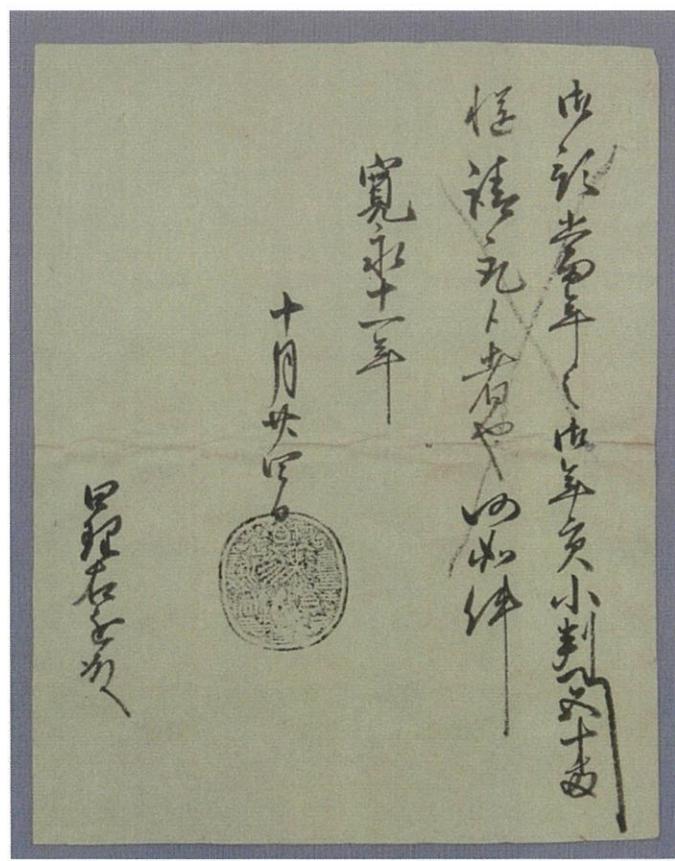
15
某宛書狀

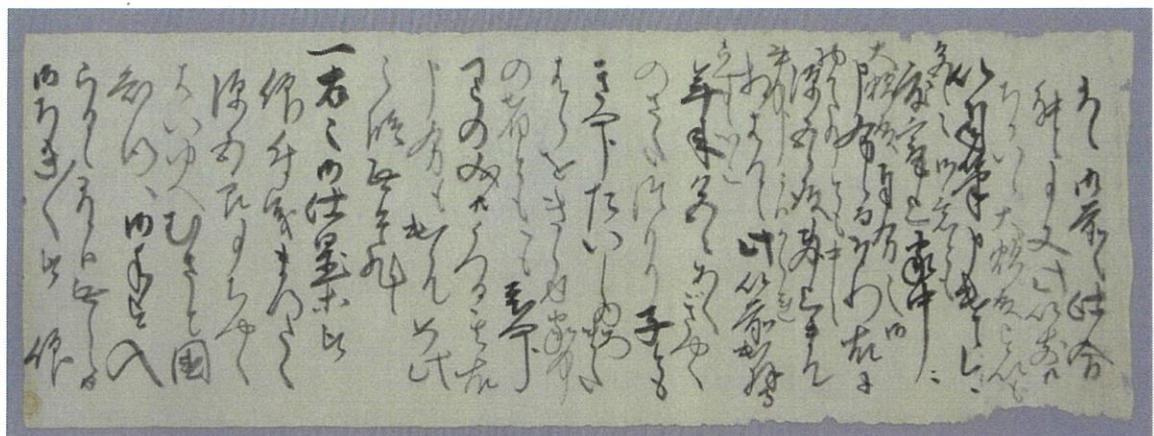
三三×一七·九

(12) 亘理右近大輔宗根宛黒印状
三四・八×二五・一



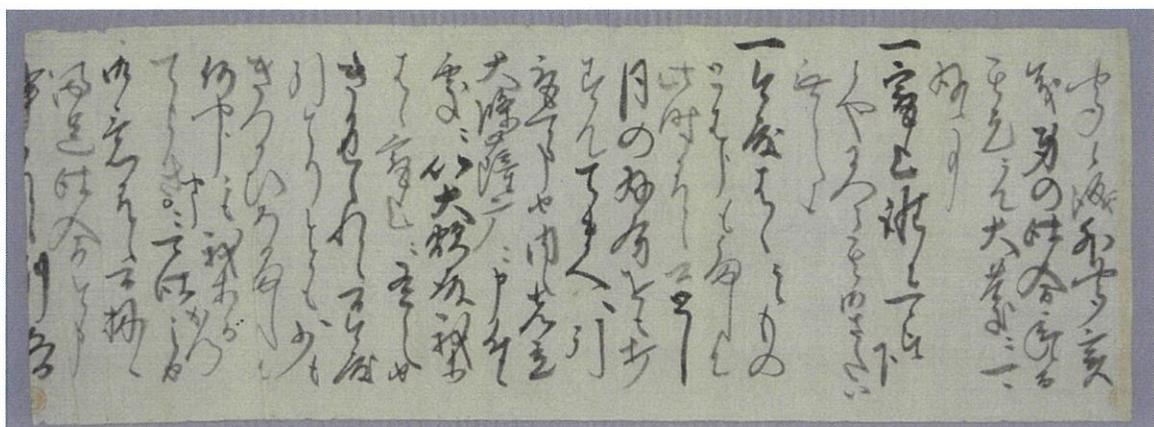
(13) 亘理右近大輔宗根宛黒印状
三四・七×二七・二





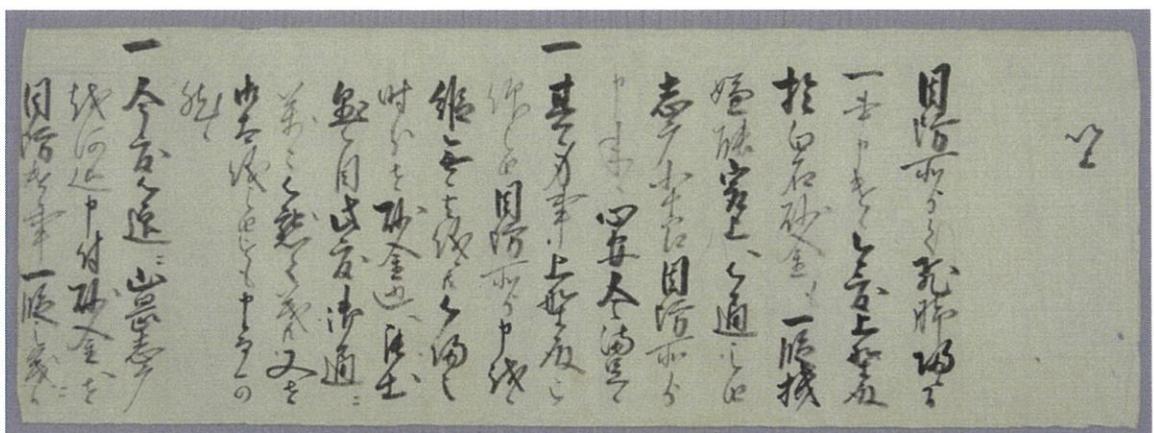
⑩ 茂庭石見守綱元宛力書狀

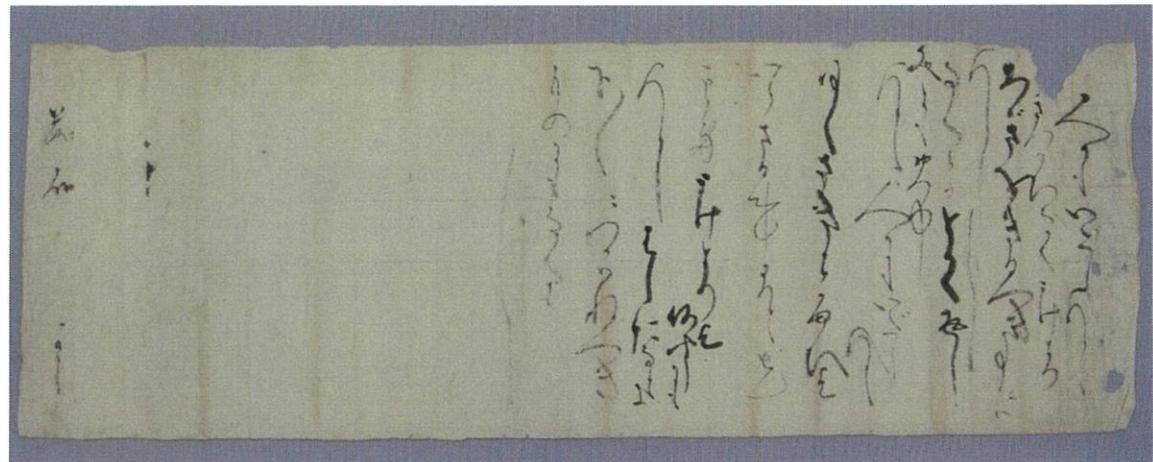
第一紙..一八・七×五三・四、第二紙..一八・八×五三



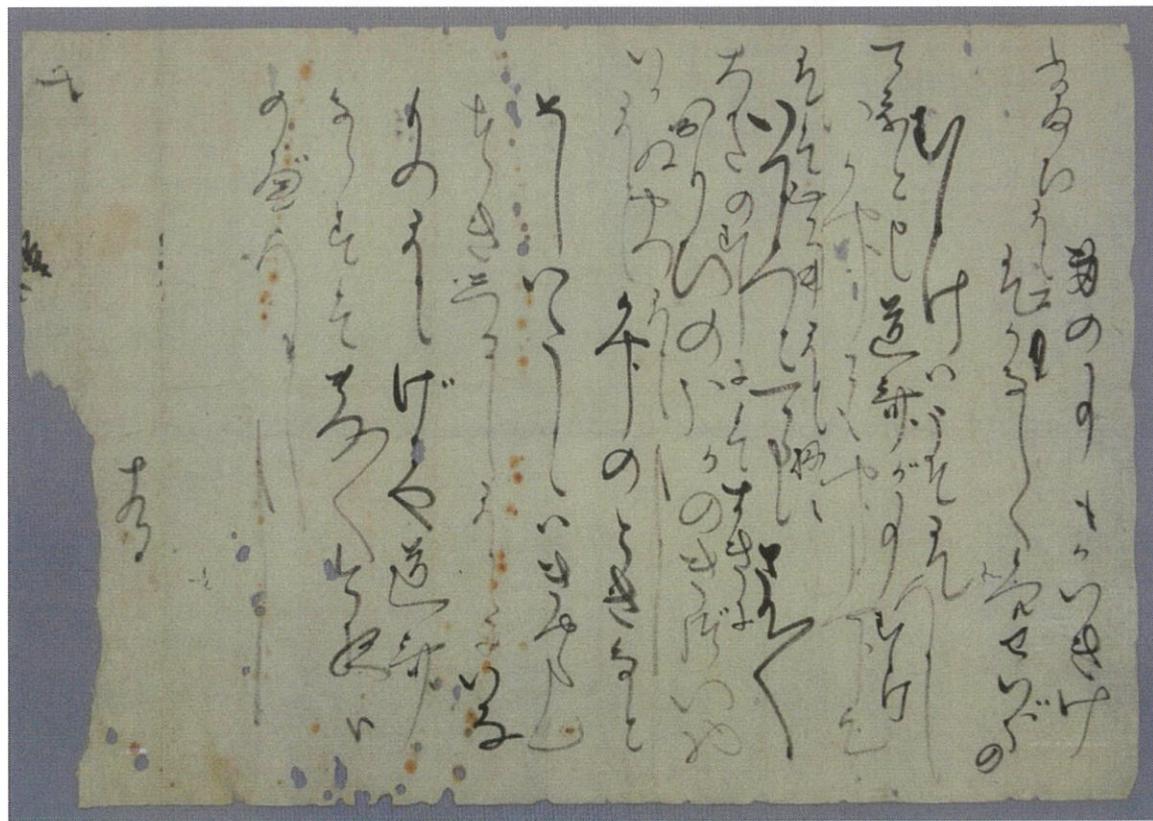
(11) 茂庭石見守綱元宛カ書状
一八・七×五三・三

一八·七×五三·三

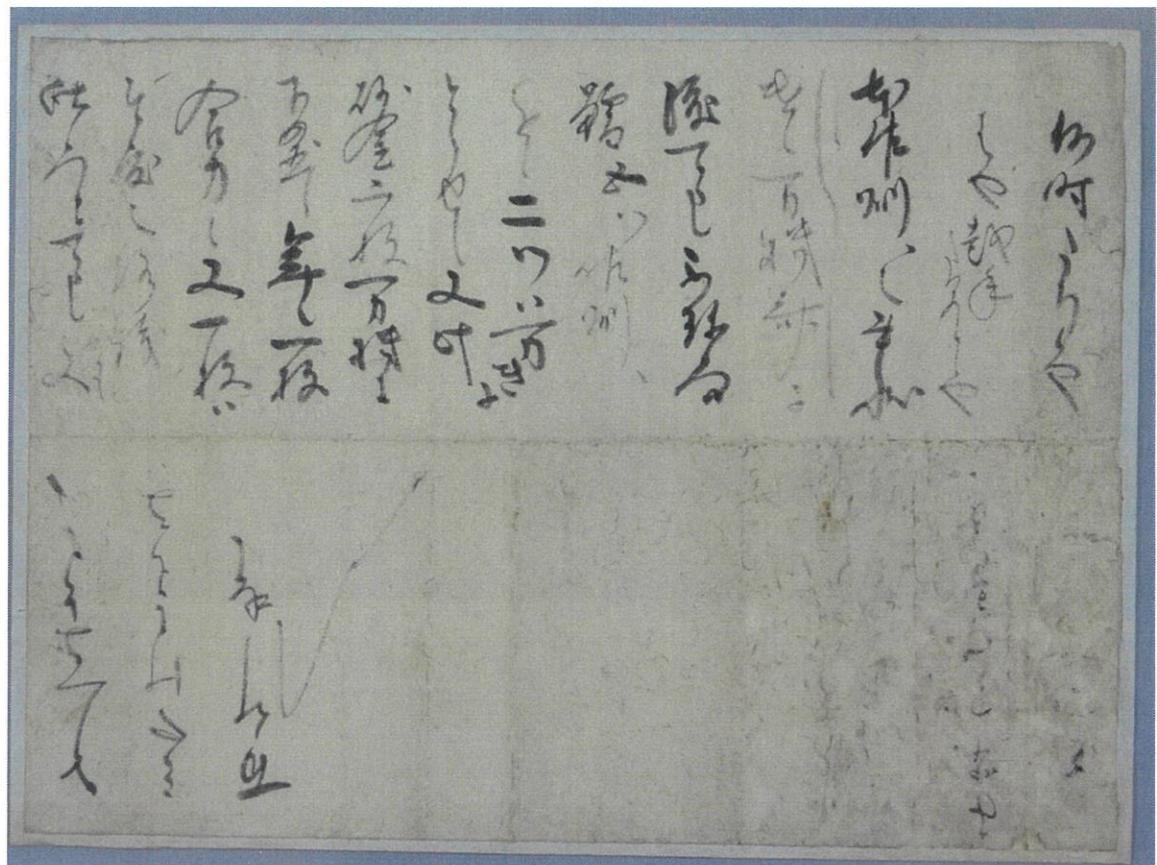




(8) 茂庭石見守綱元宛書状
一八・二×五一・五

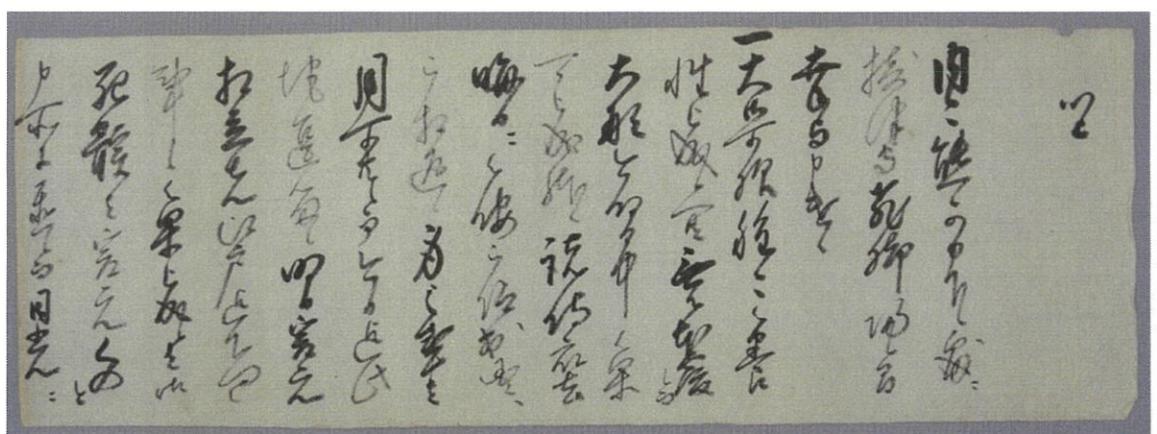


(9) 茂庭石見守綱元宛カ書状
三二・八×四七・一



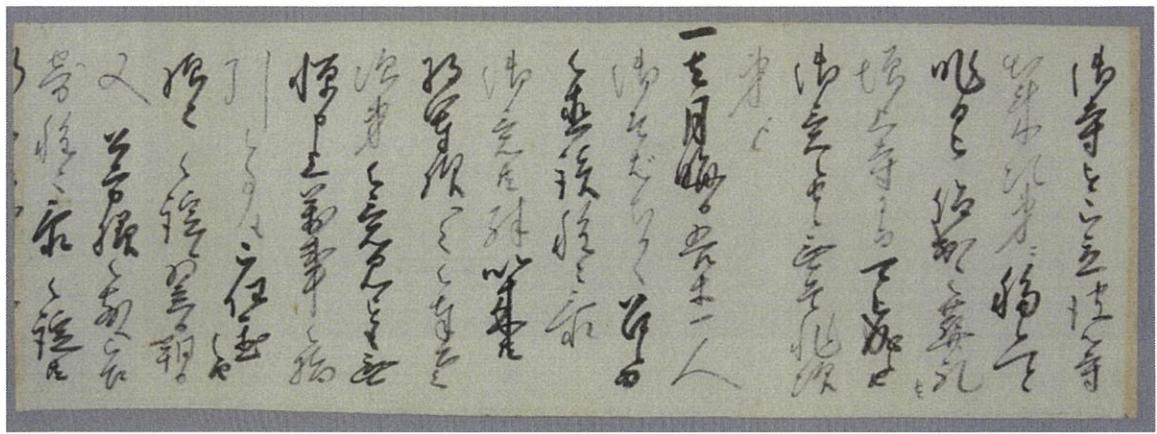
⑥ 茂庭石見守綱元宛力書状

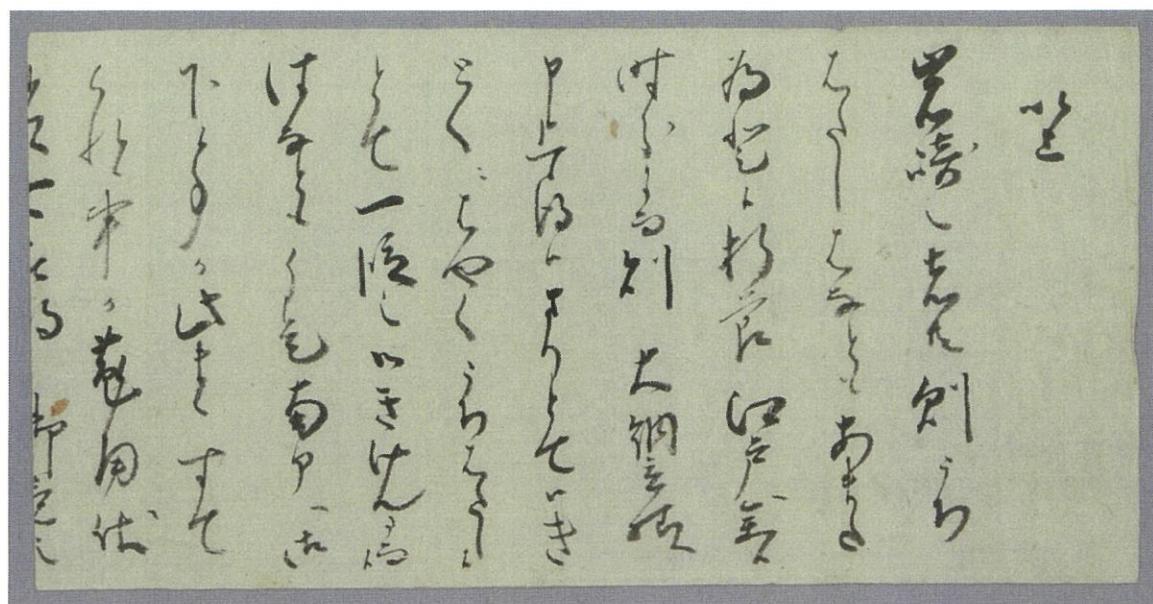
三六·四×五〇·二



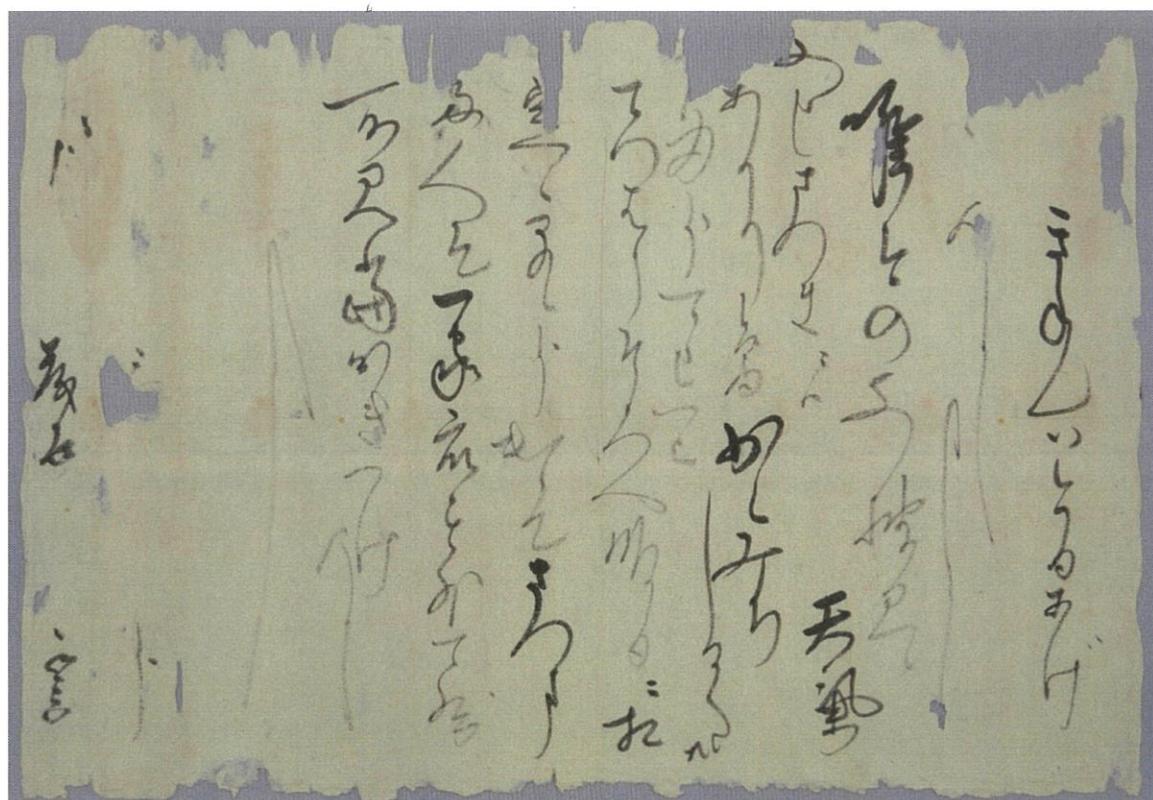
⑦ 茂庭石見守綱元宛力書狀

第一紙“一七·七×五〇·九、第二紙“一七·七×五一·四





④ 茂庭石見守綱元宛書状
一五・七×三一・二



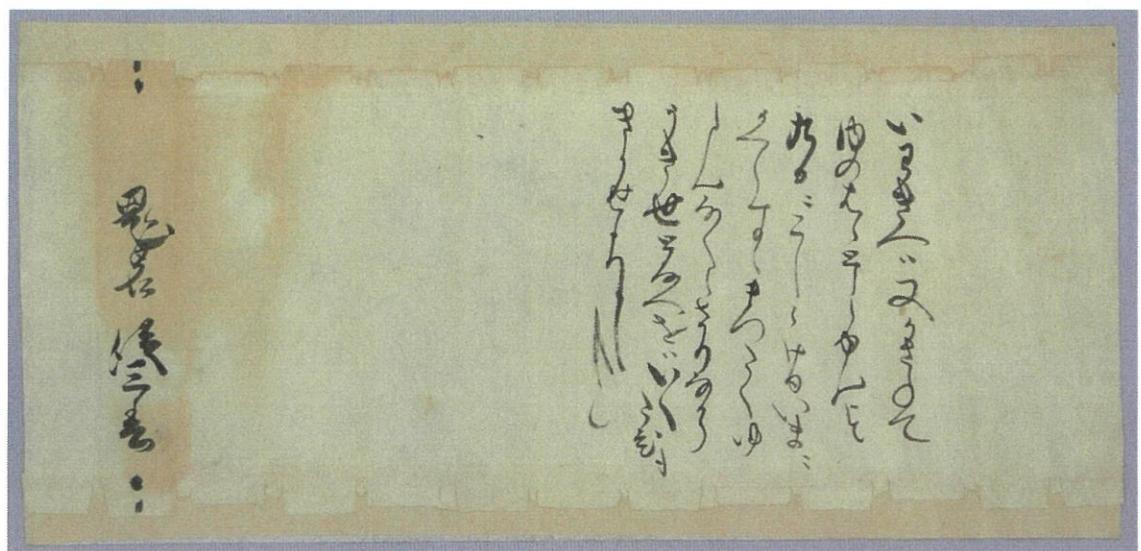
⑤ 茂庭石見守綱元宛書状
三二・六×四七・三

(2)

鬼庭石見守綱元宛封紙ウワ書

一八・五×四四・六(最大値)

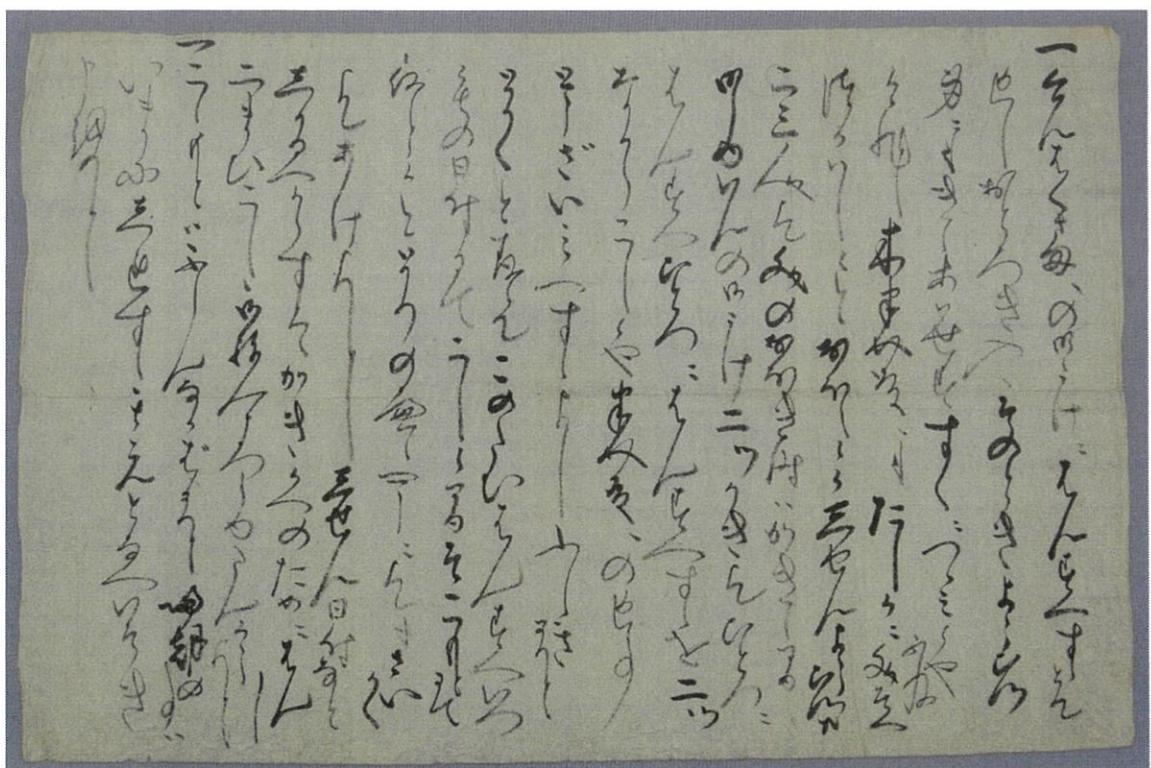
18



(3)

鬼庭石見守綱元宛カ書状

二九・六×四五・五



19

(15) 某宛書状

(1) 鬼庭石見守綱元宛カ書状
二九・五×三六・一

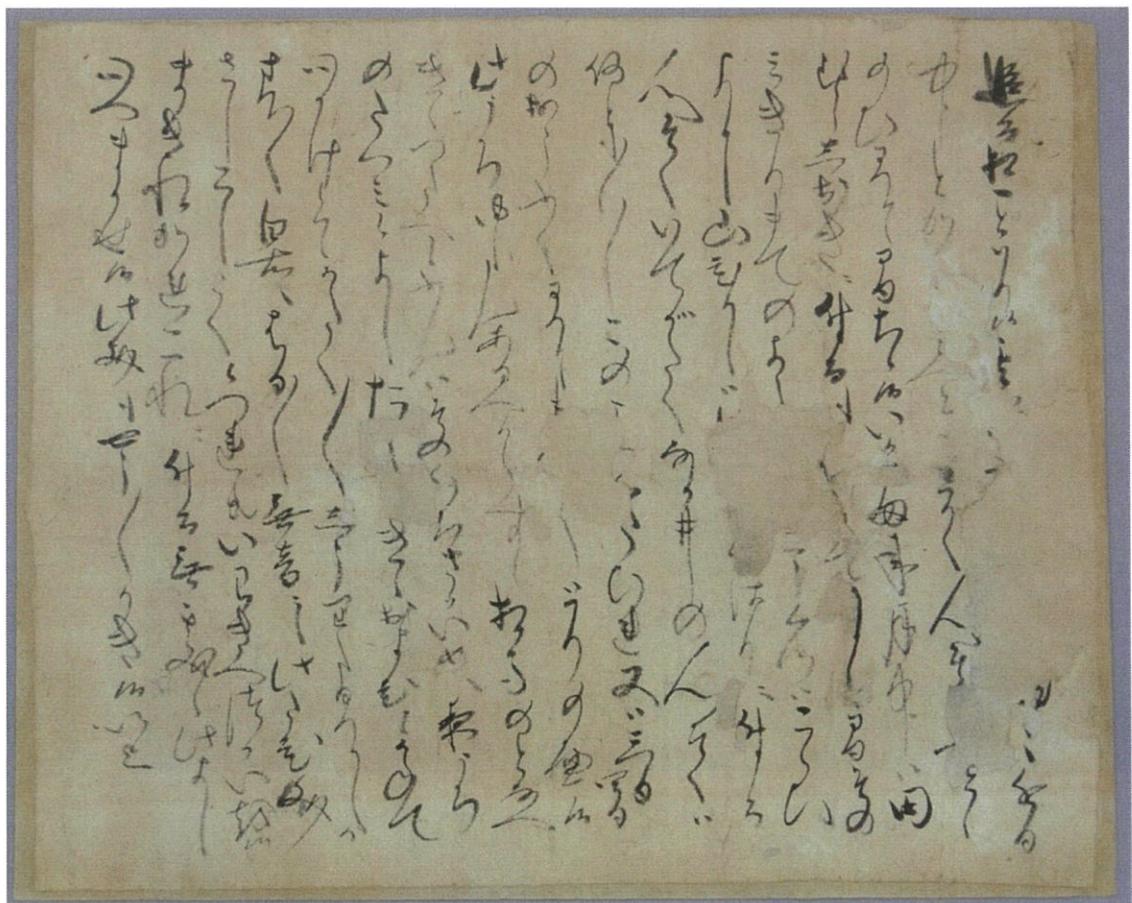
(前欠)

「 」人させ江戸成と[
便宜) (上)
ひんぎにのほせ候へく候、

かしく、

三日

】



(12) 亘理右近大輔宗根宛黒印状

小判五拾両慥請取候、但起目之内、上納
五拾三貫九百四拾五文預置候所迄去年之
年貢之金子也、

寛永拾年

六月八日（黒印）

（亘理宗根）
曰理右近殿

(13) 亘理右近大輔宗根宛黒印状

御預當年之御年貢小判五十両、
慥請取候者也、仍如件、

寛永十一年

十月廿四日（黒印）

（亘理宗根）
曰理右近殿

(14) 亘理右近大輔宗根宛書状

しらしらと、しらけたる
かな、月影に、雪

明朝約束申候へとも、機

かき分て、梅の

相しかくともなく候て、
はな折る、

不定々々、但、明
十九及晚候てハ可
參也、不一、

九月十八日（花押）

（亘理宗根）
了庵二番ノ子

（端裏ワワ書）
ト十八日

（亘理宗根）
曰理右近太夫殿 政宗

より

すて、てまへへ引

取可申由、内々先立

大条薩摩ニ申付候

処ニ以大炊殿、我等

はゝ最上ニ有之由、

きかせられ候間、今度

引とり候とも、少も

きつかひあるましく候て、

何やうニも我等がかつ

てよき○可仕之由、

御意にて候間、扱々

満足仕合と申

事にて候、「」

(紙継目②、朱印、以下欠)

(11) 茂庭石見守綱元宛カ書状

以上、

周防所方之飛脚帰候間、
(茂庭良綱)

一筆申遣候、今度上野殿
(本多正純)

於白石砂金も一段機

嫌能最上へ御通之由、

志摩小十郎周防所方
(片倉重綱)

申来候、心安令満足候、

一其身事上野殿被
仰候由、周防所方申越候、

縱無其儀候共、御帰之

時分者、砂金辺へ罷出

懸御目此度御通ニ

万々御懇之義共又者

御太儀之由をも申候而可
然候、

一今度御迎ニ山岡志摩
(山岡重長)

越河迄申付、砂金へ者

周防遣候事一段之義ニ候、

(紙継ぎ目、後欠)

りの義共候つる、其故
申分も出候て、如此

之段、無是非候、
一右之御仕置等被

尚々、御前之仕合
(袖追書)

能候事、又此以前共

ちかい候、大炊殿を以も
(達)

以自筆申遣候、今

色々之御意とも、
(行間書)

度最上家中ニ

大炊殿自分之御
(詰)

申分候而、それ故に

物かたりとも、中々
(詰)

源五郎殿身上まで
(最上義俊)

書中ニハ、かゝれ
(書)

相はて候、此以前出羽守
(最上義光)

候ハす候、以上、

年来色々あくぎやく
(裏)

のさたつもり、子とも
(沙汰)(積)

きやうたいしゆあまた
(兄)(弟)(衆)(数多)

はらをきらせ、家中
(腹)(切)

の者ともへも、ひやう
(表)

仰付義、まつたく
源五郎事ちやく
(若)

はいゆへ、むさと国

知行^御手を入
らるゝにてハ無之由、
御ちき／＼被仰

(紙継目①、朱印)
間候、誠外聞実

義身の仕合承候而、
其元ニテ大慶ニ可

存候事、
一最上誰に可被下

候や、于今其御さたハ
(沙汰)

無之候、
一今度は、ニ候もの、
(母)(者)

とほうも候ましく候、
(途方)

此時にて候間、とし
(年)

月の存分をも打

⑧ 茂庭石見守綱元宛書状

⑨ 茂庭石見守綱元宛書状

身の事もかいきけ

(咳氣)

(氣)

人にもいだし候へく候、

(氣遣)

きつかひなくうけとり

(氣遣)

ちぎをきるへき事ニハ

(時宣)

候へく候、かしく、

(切)

なく候か、とかく返し

文とも火中、

候へく候、人にもいだし候へく候、

ゆくさきにかまひ候て、

(カ)

いらさる事にて候、先

其身うけとり候て、何やうにも

候へく候、はしたなどに

下くニつかハれへき

ものにもなく候、

かしく、

(切紙ウワ書)

「 茂石 政宗 」

(ウワ書き)

封

十九日

ものにて候、げにや道斎
(横山重安)

ならす候ハ、まつゝ今夜ハ
のべ候へく候、かしく、

いかぬやつにて候、かしく、
にて候、かやうのときなど
(召) (出) (客) (人)
めしいたし候ハ、きやくしん
(数寄) (印)

すきしるしにて候に、いな

おもひのほかのきづい物
(氣隨)

大かたのむしけに候ハ、すきに
(方) (虫氣) (數寄)

にてかなしく候へ共、せいぼの
にてかんしく候へ共、せいぼの
可參と申候、道斎が事、むしけにて
いかやうにもやうしやう候て、
候ハ、無用にて候、扱々
いて候へと可申候、さてく
(方) (虫氣) (氣隨)
おもひのほかのきづい物
(氣隨)

ふるまひにて候間、

(悲)

(嘘)

(虫氣)

(氣)

(歲暮)

(歳暮)

(歲暮)

御意之由候、無是非次
第二候、

一去年晦日、吾等一人

御そばちかく召候而、

御直談、種々添

御意共、殊以来共

將軍様^(徳川秀忠)之御奉公之

次第、御意見をも無

憚申上、万事御指

引候事も被任置之由、

様々 御詫候、翌日朔日、

又公方様^(徳川秀忠)御前^(久能)被召

寄、種々添 御詫共、

(紙継目②、後欠)

内々態可申下候処^(伊達宗綱)
大御所様種々御養
性被成候へ共、無御本^(復)覆候而、
大形今明日中御果
可被成躰候、諸侍衆去
晦日^(生)御暇被仰出、國々へ
被相返候、身之事者
用所共候而、今日迄此
地逗留候、明日爰元
相立、先江戸迄下向候
事候、御果被成候者、御
死骸者爰元くのと
申所に置候而、日光^(久能)

(紙継目①)

御寺を被立、彼御寺
出来次第^(二)移候へと、
昨日被仰出候、御葬礼者
増上寺に而可被成候由、

(5) 茂庭石見守綱元宛書状

(6) 茂庭石見守綱元宛カ書状

きねんハ今日あげ

候へく候、かしく、

唯今文披見候、天氣

又申候、さつまニハ

あかり候間、少々みちしるく候共(明)(道)(汁)

身方可申候、以上

てつはうそろヘ明日ニ相(鉄砲)(捕)

定候、早々方出候て、さつま(大条実頼)

兩人候て、一家衆其外可然

所見当かきつけ候へく候、
かしく、

(橙封ウハ書)

ト
茂石

政宗

カ

何時たち候や、
はや越年たるへく候や、
本多正信本佐州ヘ之書状

かしく、

遣候、万機斎に(桑島親義)

渡可申候、不珍候へ共、
五ツ鱈佐州ヘ

進候、二つハ万きに

とらせ候、又此

砂金二枚万機に

下置候、年々一枚

合力候、又一枚ハ

今度之路錢ニモ

仕候へと可申候、又

女をんなどもハ

ミヤケにはな

百斤遣候、

かしく、

かね四十めかけにカ一候、

(3) 鬼庭石見守綱元宛カ書状

一くはんはくさまへの御うけほんすへす候とて
 (関白様) (請) (判) (据)
 (返事) (驚) (時) (右筆)
 返し、おとろき入候、そのとき、ようひつ
 身ニもきゝあハせず、すくニつゝミ候や、不及
 是非候、木半介殿ニもたしかニ文そへ
 (道) (覺) (確) (添)
 つかハし候とおほえ候か、しせんようひつ共
 二三人候て、文のおほき時ハ書き候間、
 御しゆいんの御うけニツカ書き候て、ひとつニ
 (朱印) (請) (書)
 (判) (据) (判) (据)
 はんすへ、ひとつニはんすへす候を、ニツ
 ながらこし候や、半介殿への返事
 (東西) (不思議)
 とうざいミへす候よし、ふしきにて候、
 とかくと存候て、このたひはんすへいつ
 もの日付にてこし候間、そこもとにて
 何とかととりのへ候やうニ候ても、さいかく
 候てあけ候へく候、しせん日付など
 しかるへからす候ハ、かきかへのためニはんし
 (枚) (越) (書) (換)
 二まひこし候、御ねんころしゆたんかう候へく候、
 (爰元) (普請) (半) (想) (衆) (談合)
 一こしもとハふしんなかばにて候、帰朝の事ハ

いまにしれす候、其元(唱)(急)へいそき
 申越へく候、

(4) 茂庭石見守綱元宛カ書状

岩崎之者共、則うち
 はたしはなとも、あまた
 為登候折節、江戸へ参候
 時分に而、則大納言様へ
 申上候得ハ、さりとてハキ(奇)
 とくニはやくうちはたし候
 とて、一段之御きけんに而候、
 はなとも自是南部へ御
 下候事か、此まレすて
 られ候事か、菟角伏
 見へ可尋、御詫之
 (紙継ぎ目、後欠)

① 鬼庭石見守綱元宛カ書状

追而相ことハリ候、□「 」扱々近日
 中とか【 】候へと□とかく人そ【 】と
 のひにて候間、ちゝ候、いかさま来月中ハ田
 (村) (仕置)
 むらしおきニ付而も【 】候へく候間、その
 (湖)
 ミきりまでのよし】 】□うくつハこらひ
 候へく候、山ひかしハ【 】さりニ付而
 (足) (出)
 人そくいてがたくなか井の人そくハ
 何ともくくくこのうちくたひれ、又ハ三日四日
 のおうふくにて候、まつゝとりのへ候、
 此うちゆたんあるへからす候、相馬のとなへ
 (油断)
 (聞伝) (分)
 きゝつたへ候ふんハそのくちさかいめへ夜うち
 のたくミ候よし、たし】 】きゝおよひ候、かねて
 心かけ候ハゝゝかたくくしうりたるへく候か、
 さてくく白右へはるく無音ニ候、此たひ文
 さしこしたく候つれ共、いわきへつかい越候
 (紺)
 まぎれ、かれこれニ付而、無其義候、此よし
 心へまかせ候、此文もやうくかき候、以上、

② 鬼庭石見守綱元宛封紙ウワ書

いわきへハ又かさねて
 (岩城)
 内のはゝとうしゆんを
 (内馬場道順)
 九日ニこし候、けく、いまニ
 (越)
 かへらす候、まつたくゆ
 (油)
 たんなく候、さりなから
 (浮)
 うき世となへをハ、いくたひも
 (幾度)
 きかせ候へく候、かしく、

「ド 鬼岩 従三春 ド」
 (墨引)

	資料名	日付	『政宗文書』	登米歴博 資料番号	備考
1	茂庭石見守綱元宛書状	慶長8年12月25日	1205	亘理家 —211	
2	茂庭石見守綱元宛書状	慶長13年10月13日	1217	亘理家 —204	
3	茂庭石見守綱元カ宛書状	慶長末年 ～ 元和初年頃	1876	亘理家 —210	
4	茂庭石見守綱元宛書状	(元和2年)3月5日	1886		4・5・8は一連の 横切継紙
5	茂庭石見守綱元カ宛書状	(元和2年)4月3日カ	1889		4・5・8は一連の 横切継紙
6	茂庭了庵綱元宛書状	(元和7年)10月6日	2288	No.43	
7	茂庭了庵綱元宛書状	寛永2年8月26日	2546	亘—No.84	
8	茂庭了庵綱元宛書状	(寛永2年11月18日)	2639		4・5・8は一連の 横切継紙
9	亘理右近大輔宗根 奥山大学常良宛定覚書	寛永年間カ	3520	亘理家 —198	

表① 伊達政宗文書写一覧

● 翻刻文
凡例

一、掲載資料はすべて佐沼亘理家(亘理智胤氏)よりの寄贈資料である。

一、各資料に①から⑯に至る文書番号を付し、おおよそ年代順に掲載した。

一、翻刻文の後に写真図版を掲載した。料紙の大きさ(縦cm × 横cm)は図版キャプションに示した。

一、漢字は原則として、常用漢字を用い、常用漢字がない場合は正字を用いた。

一、仮名は原則として現行の字体を用いた。合字は、「よ」と「り」の合字をカタカナで表して用いた。

一、翻刻文に適宜、読点「、」を加えた。

一、必要に応じて適宜傍注を付した。

一、闕字は一字空けることで示した。

一、欠損などにより判読できなかつた文字は□、文字数不明の場合は「」で示した。

一、文書の前欠、後欠は、(前欠)、(後欠)で示した。また、紙の継ぎ目は、(紙継目)で示した。

一、ウワ書きは「」で括った。封の墨引きは「」を用いて表した。

元篤宛、正月十五日、亘理家一No.三六)は、書状の到着を伝えるものである。なお、参考資料1にみえる「御文書被召上候付て、御自筆御書之御請扣」はこの時の資料提出に関わる可能性もあるう。

(15)明石治郎氏の御教示による。

参考文献

- 明石治郎 二〇一七 「伊達政宗文書」(仙台市博物館『伊達政宗』)
 太田秀春 二〇〇〇 「文禄の役における伊達政宗の動向と倭城
 普請」(『歴史』第九十四輯)
 菅野正道 二〇〇六 「伊達家文書の形成過程(一)」(仙台市博物
 館『仙台市博物館調査研究報告』第二十六号)
 佐藤憲一 二〇二〇 『素顔の伊達政宗』
 仙台市史編さん委員会編 一九九四～二〇〇七 『仙台市史 伊
 達政宗文書』一～四
 仙台市博物館 二〇〇七～二〇一八 「伊達政宗文書・補遺」(一
)～(十二) (『市史せんだい』十七～二十八)
 登米郡役所編 一九一三 『登米郡史』 上巻
 登米市歴史博物館 二〇一九 『伊達政宗のこどもたち』
 藩祖伊達政宗公顕彰会 一九三八 『伊達政宗卿伝記史料』

なす）仙台藩祖伊達政宗の落胤なりといふ」と紹介されたのが早い事例である。江戸時代中期（十八世紀）に佐沼亘理家で作成されたとみられる『亘理宗根家譜』及びその他の家譜類でこの記載を裏付けるものは確認できないが、史料番号⑯はこれを裏付ける可能性が高いと指摘されている（登米市歴史博物館 二〇一九、佐藤 二〇二〇）。

(4)『綱元君記録』巻之三・慶長十一年条、『亘理宗根家譜』は八女とする。そのほかに「少女」（『亘理氏系譜』、亘九一五。本資料には文政十一年（一八二八）の年記がある。）、「末女」（『亘理宗根記録』）などの表記がみられる。

(5)享保の改革関係資料は登米市指定文化財。伊達吉村書状は、署名・花押入りのものは亘理石見守元篤宛書状（正徳二年（一七一二）カ九月二七日、亘七一六）など。筆跡から判断されるものは、同書状（年月日未詳、亘B五一）、同書状（年月日未詳、亘B五七）などがある。

(6)伊達兵庫宗元宛書状（十一月十四日、亘F〇一一四六）、亘理藏人宛書状（六月四日、亘七一一）。この二通を指すかは不明であるが、「文政十年秋八月五日、以使見贈之、宗重君御書翰二通」と記された包み紙が伝来している（亘F一一八）。このほかに伊達宗重筆「武蔵野図」が残されている。(7)『貞山公治家記録』巻之十六・天正十九年（一五九二）正月十九日条、『伊達世臣家譜』巻之八・召出・桑島条(8)『貞山公治家記録』巻之二十九・元和八年（一六六二）九月十

二日条

(9)文末表①参照。このほかに整理済み資料のなかにも茂庭石見守綱元宛カ書状（一三二二号、亘一二一三）、茂庭了庵綱元宛カ書状（一三四九号、亘一六一）（原本は資料番号⑩）、亘理右近大輔宗根ら四名宛書付（補二八九号、亘六一九）などの写しが残る。

(10)「津田民部春康書状」（亘理家二五六）。本状で返却したことが記される「霜月十七日了庵与御宛所御書一通」は、『貞山公治家記録』二十九、『政宗君記録引証記』二十九下に収録されているものと考えられる（二四二八号）。この他に写しが残る一一七〇号、一二〇五号、一二一七号、一三二二号、一八八六号、一八八九号、二二八八号、二五四六号、三五二〇号などは『貞山公治家記録』附録之三に収録されている。

(11)黒沢要人重栄書状（亘理石見元篤宛）（亘理家二〇六）。

(12)亘理家二〇八。

(13)「代筆留」（亘一七〇）。本資料には十一月十九日、十一月二十二日付黒沢要人重栄宛書状の留めが記されている。このほかに「貞山様御書下五通写。貞山様御書五通本紙ハ御前へ指上写也。内々上紙、吉村公御筆」と記された包み紙もある（亘F一一四）。

(14)正月十五日付書状は二点確認している。黒沢要人重栄書状（亘理石見元篤宛、正月十五日）は、元篤から文書が送られた旨を承知したことが記されている。同書状控（亘理石見

うようなものである。

このときの史料提出については別稿を期すこととしたいたが、ほかに「正徳五年十一月十九日。御文書被召上候^{三付}而、御自筆御書之御請并黒沢要人方之書状共。」と記された包み紙^⑫、参考資料^⑬を受けて元篤から重栄宛てた書状の代筆留などが残されている^⑭。両者の応答は同五年から六年正月一五日まで及んでおり^⑮、作業は正徳五年（一七一五）から同六年（一七一六）にかけて行われたようである。同時期は、吉村の治世下であるが、修史編纂事業を推進した綱村も健在である。どちらが主導したかなど不明な点も多いが、『貞山公治家記録』、『義山公直記録』の増補、改訂が考えられていた可能性があろう^⑯。

その後、近代に至つては、明治二十三年（一八九〇）に現在の東京大学史料編纂所が、政宗文書を中心とした二十六点の影写本を作成し、平成には前述の仙台市博物館によつて調査・整理が行われている。それらを経て平成十二年（二〇〇〇）に迫町歴史博物館が開館する前後に寄贈され、現在に至つている。

おわりに

本稿で紹介した政宗文書のなかで、特に注目されるのは、田村仕置に関わるとみられる①、②、政宗の文書発給に関する認識をうかがわせる③、政宗と宗根の親子関係を証明する可能性があるとして注目された④であろう。あわせて亘理宗根宛文書三点を確認できたことも大きな成果である。また、本稿では政宗文書の伝来に関する資料も紹介した。これらによれば、佐沼

亘理家の政宗文書は、『貞山公治家記録』の編纂事業に活用され、完成以降の正徳五年から六年にかけても書状提出があつた状況が確認できた。今後はこのことを踏まえて、佐沼亘理家文書と仙台藩の修史編纂事業とのかかわりを究明することが求められよう。残る資料の翻刻と合わせ、今後の課題としたい。

追記

本稿の成稿にあたつては、史料の翻刻、解説などにおいて佐藤憲一氏（元仙台市博物館長）、明石治郎氏（仙台市博物館）、茶園紘己氏（杉並区立郷土博物館）の多大なる協力を得た。ここに記して感謝申し上げる。

注釈

- (1) 『伊達政宗文書』一〇四参照。佐沼亘理家資料として三十二点が紹介されている。仙台市博物館の調査以前に同家を離れた資料は、東京大学史料編纂所影写本「亘理文書」、『伊達政宗卿伝記史料』（藩祖伊達政宗公顕彰会 一九三八）などから伺うことができる。

- (2) 史料番号⑩・⑪・⑫・⑬・⑭は『伊達政宗のこどもたち』（登米市歴史博物館 二〇一九）、⑦・⑩・⑪・⑬は『市史せんたい』二十九（仙台市博物館 二〇一九）参照。なお、発見した資料は、仙台市博物館も調査を行つており、今後、『市史せんたい』で紹介予定である。合わせて参照されたい。

- (3) 『登米郡史』上巻・大正十二年（一九二三）。本著で「実は茂庭石見綱元（号了庵）の四男とあるも、（亘理家譜二男と

楮紙。豎切紙。自筆。いわゆる「特殊型」の花押が用いられて
いる（明石 二〇一七）。また、宛所の表記と端裏ウワ書きが一
致しない珍しい事例である。別稿を期したいが、右近大輔は元
和七年（一六六一）頃から政宗が没する寛永十三年（一六三六）ま
では用いられている。宛所である「了庵二番ノ子」は茂庭綱元
と種の二番目のこともの意味か。追而書に記される和歌は、『和
漢朗詠集』下巻・白条の和歌の発句部分を一部改変したもので
ある（登米市歴史博物館 二〇一九、佐藤憲一二〇二〇）。元
和七年（一六六一）頃～寛永十三年（一六三六）

⑯ 某宛書状

楮紙。断簡。裏打。自筆。

佐沼亘理家文書と仙台藩の修史編纂事業

初代・宗根の出自もあり、佐沼亘理家文書には、茂庭綱元、亘
理宗根、政宗の侍女である中に宛てた書状が残されており、寄
贈資料には綱元、宗根宛書状が含まれている。

これらの文書は、近世期から整理が行われていたようで、政
宗やその子供たちの書状点数をまとめた覚書や書出が残されて
いる。例えば、参考資料1は、作成時期は不明ながら政宗文書
を書き出したもので、料紙の大小や欠損等で分類したものとな
っている。これによると「大小」一七五通、「不渝之部」二十二
通、「虫喰」一卷、「貞山様御書」六枚としており、少なくとも二
百点ほどの文書が伝来していたことがうかがわれる。なお、「写」
を十六通とするが、それらに対応するかは不明なものの写しが

複数残されており、今回の調査でも新たに九通を確認している⁽⁹⁾。

書出や写しが作成された経緯を解説するのは難しいが、仙台
藩の修史編纂事業が影響を与えていた可能性がある。同藩の修
史編纂事業は四代藩主・伊達綱村政権下で本格化し（菅野 二〇
〇六）、政宗の『貞山公治家記録』、忠宗の『義山公治家記録』も
綱村代に完成している。綱村政権下の編纂作業に佐沼亘理家か
ら史料が提供されたことは、参考資料2などから確認すること
が出来る⁽¹⁰⁾。ただし、これとは別に仙台伊達家へ政宗文書を提出
したこと也有ったようである。

参考資料3は書状提出に関する史料である⁽¹¹⁾。本史料の差出は
五代藩主・伊達吉村の側近である黒沢要人重栄（のちに俊栄と改
名）、宛所は亘理石見守元篤である。

概要是「先頃私を介して（吉村様に）差し上げた「貞山様義山様
御書」を（吉村様が）すべてお読みになつて、そのうち御重宝と思
われたものは貰いたいとお思いになつたが、いきなり召し上げ
るのではなく、いつたん私のもとに留め置いて、改めて私のも
とから献上するようにしてください。そのご意向は（吉村様）ご
自身の書でお命じになつていますが、私からも申し添えるよう
にとのご指示で五つのグループに分けて、それぞれ紙で包んで
糊で封をして、包紙のご自筆で書付（ウワ書）をして封印を施さ
れました。その五つの封をした包紙のうち二つがご自筆の書に
あるとおり、（吉村様が）献上の要請をしているものです。」とい

没。字形から慶長年間か。

(7) 茂庭石見守綱元宛カ書状

楮紙。断簡。横切紙二枚。もとは横切継紙。後欠。右筆。『伊達政宗文書』三・一八八九号の原本の一部。内容及び伝来から茂庭綱元宛か。元和二年四月三日か。

(8) 茂庭石見守綱元宛書状

楮紙。横切紙。自筆。本文一行目は「ちぎをきる」は「時宜を切る」で「仁義を切る」に通じる文言か。七行目の「はした」は「端」で端者のこと。

紹介を受けた牢人を試用したのち、仙台藩士として抱えないこととした、その処理を綱元に命じたものか。「火中」文言にも注目される。「茂石」の記載があることから元和四年以前。

(9) 茂庭石見守綱元宛カ書状

楮紙。自筆。内容及び伝来から茂庭綱元宛か。『伊達政宗文書』四・三六八九号の原本か。「せいぼのふるまひ（歳暮の振舞）」とあるから十二月のもの。道斎は横田道斎（重安）。元和四年（一六一八）九月九日に没しているため、それ以前の書状である。虫気なのはうそであろうから、直して早く出てくるよう伝えてほしい。道斎がいないなら今夜は延期とするなどと述べている。

(10) 茂庭石見守綱元宛カ書状

楮紙。横切紙二枚。もとは横切継紙。後欠。自筆。『伊達政宗文書』三・二三四九号の原本。継目印（朱印）は、伊達政宗文書・二・四の巻末にある「印章対照一覧」の二十六。内容から茂

庭綱元宛か。元和八年（一六六二）八月十八日に山形城主・最上義俊が改易されたのち、政宗が母・保春院（義姫）を仙台に迎える準備に着手する九月初め頃の書状。

(11) 茂庭石見守綱元宛カ書状

楮紙。横切紙。もとは横切継紙。後欠。右筆。最上義俊の改易に伴い本多正純が白石・砂金を通つて最上領に入つた報告に対して、政宗が返書を書くのが元和八年（一六六二）九月十二日である⁽⁸⁾。内容と伝来から茂庭綱元宛か。元和八年（一六六二）九月十二日。

(12) 壴理右近大輔宗根宛黒印状

楮紙。豎切紙。右筆。『伊達政宗文書』二・四の巻末にある「印章対照一覧」の十七。一行目「五拾両」に合点が、本文全体に罰点が付けられている。詳細は不明だが、亘理家が新たに開墾した新田畠の中から本藩分として設定された分（預地）の年貢納入に関する証文とみられる。寛永十年（一六三三）六月八日。

(13) 壴理右近大輔宗根宛黒印状

楮紙。豎切紙。右筆。『伊達政宗文書』二・四の巻末にある「印章対照一覧」の十七。一行目「五拾両」に合点が、本文全体に罰点が付けられている。詳細は不明だが、亘理家が新たに開墾した新田畠の中から本藩分として設定された分（預地）の年貢納入に関する証文とみられる。寛永十一年（一六三四）十月二十日。

(14) 壴理右近大輔宗根宛書状

下で江戸留守居や奉行を務めたため、仙台藩の享保の改革関係資料や吉村書状なども文書内に含まれている⁽⁵⁾。また、寛文事件で著名な伊達宗重関係資料が含まれているのも特徴である⁽⁶⁾。

高清水から佐沼（宮城県登米市迫町）に移ったのは五代・倫篤（一七三八～一八一三）代の宝暦七年（一七五七）正月のことである。以降、幕末まで佐沼を知行している。

幕末期の九代・隆胤（一八四八～一九一六）は、戊辰戦争時に秋田口の戦いに出陣したほか、維新以後は駒形神社宮司や初代佐沼町長を務めている。

新出書状の概要

① 鬼庭石見守綱元宛カ書状

楮紙。裏打。署名・花押はないが、筆跡から自筆書状と思われる。内容及び伝来から鬼庭綱元宛か。三～四行目にかけて「来月中ハ田むらしおき」と見えることから天正十六年（一五八八）七月頃か。

② 鬼庭石見守綱元宛封紙ウワ書

楮紙。裏打。筆跡から自筆書状と思われる。封紙のみ現存。三春（福島県田村郡三春町）よりとされることから、政宗が田村仕置のために三春へ滞在した天正十六年（一五八八）八月～九月頃のものか。類例として、鬼庭石見守綱元宛封紙ウワ書（九〇一号）がある。

③ 鬼庭石見守綱元宛カ書状

楮紙。筆跡から自筆書状と思われる。「くはんはくさま」は豊

臣秀吉。「爰元」が朝鮮半島晋州だとすると政宗が朝鮮出兵に従事した文禄二年（一五九三）のもの。政宗が倭城普請に従事したのは同年七月月中旬以降で、九月十一日に釜山を出航している（太田 二〇〇〇）。このため、七月月中旬以降のものか。内容及び伝来から鬼庭綱元宛か。

本状では、秀吉への御請に政宗の花押が据えられていないことが問題となっている。政宗の文書発給に際する右筆の動向をうかがい知ることができ、興味深い内容である。

④ 茂庭石見守綱元宛カ書状

楮紙。もとは横切継紙。後欠。写しか。徳川秀忠の任権大納言は、慶長六年（一六〇一）三月二十八日である。政宗は同年九月十日に国元を発ち、江戸を経て同月三十日に伏見に着いている。このため同年九月の書状と考えられる。伝来から茂庭綱元宛か。

⑤ 茂庭石見守綱元宛書状

楮紙。自筆。花押のかたちから慶長十三年（一六〇八）～十九年（一六一四）頃か。本文二行目「みちしるく」は「道汁く」で道に水氣があること。

⑥ 茂庭石見守綱元宛カ書状

楮紙。折紙。裏打。署名・花押はないが、筆跡から自筆と思われる。宛所の残画が「茂」とすれば、茂庭綱元宛か。

万機斎は桑島親義。伊達輝宗に仕えていたが故あって、北条氏照に属したのち徳川家康に仕える。政宗と家康を取り次ぐことがあつた⁽⁷⁾。なお、桑島は慶長二十年（一六一五）五月二十一日

佐沼亘理家の伊達政宗文書

「新出書状の紹介をかねて」

高橋 紘

佐沼亘理家の概略

佐沼亘理家から迫町歴史博物館（現登米市歴史博物館）に寄贈された資料群は、美術工芸品や服飾、刀剣、古文書など多岐にわたる。これらは、寄贈以前に仙台市博物館へ一時寄託され、資料整理が行われている。このうち古文書群（以下、佐沼亘理家文書）は天正期から近現代にいたるものであり、多数の伊達政宗文書が含まれていることが知られ、『仙台市史』資料編・伊達政宗文書（以下、『伊達政宗文書』）に紹介されている⁽¹⁾。ただし、一部資料は未寄託だったようで、それらは迫町歴史博物館への寄贈に伴い、仮整理がなされた。

本稿で紹介する新出書状は、仮整理段階の資料を調査する過程で発見したものである。点数は現在のところ二十二点であり、宛所は茂庭綱元、亘理宗根宛とみられる。うち一点は写しの可能性がある。これらの一部は企画展『亘理宗根没後三五〇年記念 伊達政宗のこどもたち』及び、『市史せんだい』伊達政宗文書・補遺で紹介済みである⁽²⁾。本稿では、すでに紹介

はじめに

されている五点と新たに翻刻が終了した十点を合わせた計十五点を紹介し、残りの七点は別稿を期したい。また、本稿では政宗文書の伝来及び仙台藩における修史編纂事業とのかかわりも概観する。

なお、『伊達政宗文書』及び『市史せんだい』の掲載資料は、同書の文書番号で示す。また、佐沼亘理家文書は「亘〇〇一〇〇」のような整理番号で示した。

知行高は五〇〇貫文（五〇〇〇石）の上級家臣（家格は一家）である。宗根は系図上で、政宗の重臣・茂庭綱元と豊臣秀吉の寵姫・種（種子・香の前）の子どもである。ただし、『登米郡史』を早い例として、政宗の子どもとする伝承も存在している⁽³⁾。慶長五年（一六〇〇）に伏見で生まれた宗根は、同七年（一六〇二）に仙台へ下り、同十一年（一六〇六）に亘理重宗の女と結婚⁽⁴⁾、重宗の婿養子となる形で亘理姓となり、元和二年（一六一六）には重宗の隠居領・栗原郡高清水（宮城県栗原市高清水）を継承している。また、江戸番頭などを歴任し、家譜等に記載は見られないものの残存資料から奉行を務めたとみられている（登米市歴史博物館 一二〇一九）。

このようなことから、佐沼亘理家は涌谷伊達家（亘理家）とかかわりが深く、三代・元篤（一六七六～一七四二）が涌谷伊達家から養子となっている。その元篤は五代藩主・伊達吉村政権

～職員人事異動のお知らせ～

令和3年度より職員体制が変わります。

退職

館長 小野寺 和伸

学芸員 高橋 紘

事務補助員 佐藤 ゆかり

着任

館長 日野 裕子

学芸員 山田 理香子

事務補助員 大久 美里

今後とも職員一同よろしくお願ひいたします。

編集後記

コロナ禍での新しい生活様式が提案される中で、博物館内でも世情に即した柔軟な対応が必要とされています。いつかまた、マスクを外した素顔のままで「みんなで乗り越えられたね」と、笑いあえることを願って。(宇藤)

登米市歴史博物館 博物館だより NO.26

2021年3月31日発行

編集・発行 登米市歴史博物館

〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字内町 63-20

TEL 0220-21-5411 FAX 0220-21-5412

E-mail rekishi-haku@city.tome.miyagi.jp